

福祉用具サービス計画→

「選定根拠の説明」「ニーズ・意向把握」「身体状況・住環境確認」に効果

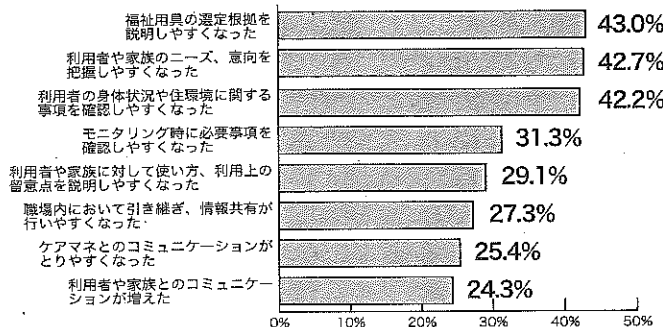
本年度介護報酬改定にスムーズな情報共有を目的に、新たに作成が義務的に、二十四年四月から付けられた「福祉用具サービス計画」。福祉用具貸与・販売で義務化。二年間、専門相談員は選定根拠の説明やニーズ・意向把握、身体状況・住環境の確認などに効果も導入している。

が速報
せん結果
くせ
ふ調査

を感していること
が、全国福祉用具
専門相談員協会(ふくせ
ん)の調査結果(速報値)
で分かった。

同計画は利用者の状態
や生活環境に応じた用具
選定、ケアマネなどの

計画書作成の効果



答を得た。

全利用者の「九割以上」作成している事業所は三〇・五%、「五割以上」作成している事業所六割強。新規・継続利用者では作成の進捗よくが異なり、「九割以上」は新規で三八・八%、継続になると一九・九%と半減した。

計画書活用の場合(複数回答)は「ケアマネなどの情報共有」が七九・五%と最も多く、次いで「事業所内での引き継ぎ・情報共有」五三・一%、「サービス担当者会議での説明」四九・四%など。

計画書作成の効果(同)は選定根拠の説明やニーズ・意向把握、身体状況・住環境の確認が四割を超えたが、「ケアマネとのコミュニケーション」が取りやすくなったは二割強にとどまった。

作成時間は「三十分以下」一時間未満「三九・一%」十五分以上三十分未満「三七・四%」など、計画書作成・活用の課題(同)として七割強の専門相談員が「記入作業の負担感が大きい」と回答。

「利用者・家族に意義が浸透していない」「計画書の書き方に不安がある」を課題に挙げた専門相談員も三〇・四割に上り、記入作業負担軽減策だけでなく、周知や作成方法解説も必要となりそう。